

英国の1992年総選挙および統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 052 (AUG.7,1992)

はじめに

第1編 総選挙について

第1章 1992年総選挙

第2章 英国下院議会の選挙制度

第2編 統一地方選挙について

第1章 1992年統一地方選挙

第2章 地方選挙のしくみ

財団法人 自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

はじめに	1
------	---

第1編 総選挙について

第1章 1992年総選挙	2
1 総選挙結果	2
2 総選挙結果の解説	3

第2章 英国下院議会の選挙制度	6
1 選挙権と被選挙権	6
2 選挙区と定数	6
3 選挙運動	7
4 選挙違反	8
5 第二次大戦後の総選挙の状況	8

第2編 統一地方選挙について

第1章 1992年統一地方選挙	9
1 選挙の状況	9
2 選挙結果	10
3 選挙結果に対する各党のコメント（新聞報道より）	12
4 結果分析	14

第2章 地方選挙のしくみ	15
1 統一選挙	16
2 選挙区と定数	19
3 選挙権と被選挙権	20
4 投票	22
5 選挙費用	22
6 シティー（The City of London）の選挙制度	22

(参考) 1981年英國国籍法と市民権について	23
-------------------------	----

はじめに

この春、英国では総選挙と統一地方選挙のふたつの選挙が相次いで行われた。

4月の第2週に行われた総選挙は、言うまでもなく今後の英国の動向を左右する選挙であったが、同時にサッチャー前首相から政権を引き継いだメージャー首相にとって初の選挙であり、国民の信任を得られるかどうかが注目された。結果は、選挙前の予想に反し、保守党が議席を減らしながらも単独で過半数を制した。

5月の第2週には統一地方選挙が行われた。この選挙は全国的に毎年実施され、その時点での国民の意見を反映するものとして考えられている。ここでも保守党の健闘が続き、労働党はまたもや敗北を喫することとなった。

このレポートは、上記ふたつの選挙の結果をまとめ、あわせて、下院議会選挙および地方選挙の制度についてもとりあげている。全体は2編に分かれ、第1編では総選挙とその制度について、第2編では統一地方選挙とそのしくみについてまとめている。

なお、第1編は在連合王国大使館一等書記官の佐々木敦朗氏に執筆を依頼し、第2編は当協会ロンドン事務所の江間仁志がまとめた。

第1編 総選挙について

第1章 1992年総選挙

1992年4月9日(木)、5年ぶりに英国議会下院の総選挙が行われた。今回の総選挙は、保守党を3連続勝利に導いたサッチャー首相が1990年にその座を降り、後を引き継いだメージャー首相が初めてその信任を国民に問う総選挙であり、保守党が4連続の勝利をおさめるか、労働党が政権を奪回するか、大きな注目を集めた。

1 総選挙結果

結果は、与党保守党が、前回の87年総選挙時には102であった野党側との議席差を21まで大きく減らしたもののが過半数議席を確保し、単独での政権を維持した。これにより、保守党は今世紀初めて4期連続して政権を担当する政党となる。各政党の議席数および得票率は下表のとおりである。

政 党 名	議 席 数	得 票 率 % % ポイント
保 守 党	336 (376、-40)	42 (42、 0)
労 働 党	271 (229、+42)	34 (31、+3)
自由民主党 (前回は自立・社民立の融合)	20 (22、 -2)	18 (23、-5)
そ の 他 うち	24 (23、 +1)	6 (4、+2)
スコットランド民族党	3 (3、 0)	
ウェールズ党	4 (3、 +1)	
北アイルランド諸政党	17 (17、 0)	
合 計	651 (650、 +1)	100 (100、 0)

(注1) () 内は、前回(87年)総選挙結果および前回との比較

(注2) 北アイルランド諸政党は、 Ulster Unionist Party (9) 、 Democratic

Unionist Party (3)、Ulster Popular Unionist Party (1) および Social Democratic and Labour Party (4)。

(注3) 投票率は、77.7% (87年は75.3%)

2 総選挙結果の解説

(1) 英国においては総選挙の実施は議会の解散によって行われ、議会の解散権は実質的に首相の手にあるため、すでに昨年の春からメージャー首相がどの時点で総選挙の実施に踏み切るかが注目的となっていた。しかしながら、昨年5月の統一地方選挙における保守党の敗退、経済不況の長期化により、なかなか議会解散のタイミングがつかめないまま年を越してしまった。欧州通貨統合を課題とする昨年12月のマーストリヒトでのECサミットを終え、また、コミュニティー・チャージを廃止する法案の成立見通しがついたことから、1992年に入ると、もはや春には総選挙必至の情勢となり、各党とも実質的に選挙戦に入ったかのように激しい応酬が始まるようになった。この様な状況下で、3月10日の新年度予算演説が終了するや否や、翌11日には、メージャー首相が4月9日の総選挙実施を発表するに至ったのである。

(2) しかしながら、総選挙実施発表以前から今回の総選挙は保守党政権にとっては極めて厳しい戦いになることが予想されていた。英国においては、各政党の支持率に関する世論調査が頻繁に行われ、前回、前々回の総選挙においても世論調査の結果はおおむね総選挙結果と一致していたが、今回はほぼ一貫して労働党がリードしていたからである。また、連日行われる選挙期間中の世論調査の平均値においても、コンスタントに労働党が保守党を2~3%リードしていた。この様に労働党が保守党より優位に立っていたことには、次のような理由が考えられる。

第一には、英国は二大政党の国であって、戦後も両党が政権交替を繰り返してきており、13年間の保守党長期政権に対してそろそろ交替してもいいのではないかとの声が強まってきたこと。1964年の総選挙においても、3期連続の保守党政権が労働党に敗れている。

第二には、1991年の春から、政府が何度も景気が上向きになることを示唆したにもかかわらず、いっこうに経済は好転せず、失業者は増大する一方で、戦後最長の不況を記録するという厳しい経済状況が続いていたこと。

第三には、保守党政権が行ったコミュニティー・チャージの導入や国民医療保険制度(NHS)改革など政府の内政に対する批判が強かったこと。また、保守党は公共支出削減と減税を基本政策として打ち出していたが、世論調査においては、国民は減税よりもむしろ医療や教育など公共サービスの充実を求めていたという結果がでていた。

(3) 選挙戦に入ると、各政党は積極的な宣伝活動を始めた。保守党は、労働党が増税の党であり、国民の負担を増大するだけであるとのキャンペーンを展開したが、これに対し労働党は、異例の「影の予算」を発表し、高額所得者を除く国民の負担を軽減するための公平な税制・社会保障制度の実現を提案した。選挙キャンペーンについても、保守党に対する評価は低く、労働党は保守党を上回る効果的な選挙キャンペーンを展開し、毎日の報道においても、キノック党首はあたかもすでに首相になったように自信を持った印象を与え、労働党は追い風に乗っているように思われた。また、第三政党の自由民主党も党首アシュダウンの強烈な個性を前面に打ち出し、その支持率を選挙戦当初から徐々に伸ばしてきていた。

(4) しかしながら、労働党の世論調査における支持率のリードは2～3%であり、労働党が過半数の議席を獲得するためには、8%という今までにない大きな票の移動（スイング）を必要としていたため、労働党が最大政党になるにしても過半数を確保することは困難なことが予想されていた。したがって、最も可能性が強いとされていたのは、過半数を取る政党がない状況であった。この場合には、最大多数を取った政党が過半数に満たなくても単独で政権を担当するのか、あるいは自由民主党との戦後始めての連立内閣に向けた動きが展開されるのかという点が興味の対象となっており、年内に再度解散総選挙が行われる可能性も十分にあると言われていた。

(5) このような状況にもかかわらず、投票の結果は、保守党が単独で過半数を獲得するという勝利をおさめることとなった。世論調査の結果となぜこれ程の違いが出てしまったのかという点については様々な見方がされているが、保守党の勝利となった理由としては、次のようなことが考えられる。

第一に、従来から経済運営のハンドリングに関しては労働党より保守党が優れているとの意見が強く、経済不況の状況下において労働党に経済運営を任せることに国民が不安を感じたこと。実際、労働党政権の可能性が強まる中で選挙戦終盤に株価が大きく下落する現象が起き、経済界は危機感を抱いている。

第二に、労働党政権になれば高税率、高金利につながるという印象が依然としてあり、中産階級を中心として労働党への投票を躊躇させたこと。特にこの点に関しては、ザ・サン、デイリー・メイルといった保守党系の大衆紙が激しい反労働党の宣伝を行っており、キノック党首は後日この宣伝を強く非難している。

第三に、選挙キャンペーンの中心がテレビとなり、アメリカの大統領選挙にも類似したキャンペーンに移り変わっている中、党首が果たす役割はますます大きくなっているが、党首の人気という点においては従来からキノック党首への支持率は低く、メジャー首相が信頼感で上回っていたこと。

(6) また、第三政党の自由民主党は党首アシュダウンを中心とした積極的なキャンペーンを展開し、選挙戦終盤において支持率を上向きとしたことから議席増の可能性も予想されていたが、結局は前回総選挙で前身の自由党・社会民主党の連合が獲得した得票率を下回るとともに2議席を減少させることとなってしまった。この理由としては次のようなことが考えられる。

第一に、二大政党の激戦下では二大政党に票が流れ、第三政党は勢力を弱める傾向にあること。

第二に、補欠選挙などでは政府への批判を示すために自由民主党に流れていた浮動票が、同党に投票することによって結果的に労働党政権復活につながることを嫌い、総選挙では保守党に戻ったこと。

(7) 地域別に見ると、英国においては従来から南北の政治的分断傾向が明確に見られるが、今回の総選挙結果を見てもその傾向はほとんど変わっていない。

イングランド南部においては、労働党はほとんど議席を伸ばすことができず、保守党の圧倒的優位を揺るがすことはできなかった。ロンドンおよびイングランド中部地区においても議席差を縮めたものの、全体で優位に立つほどの勢いはみられなかった。これに対し、スコットランドでは、保守党は議席を若干伸ばし近年の低落傾向に歯止めをかけたが、前回と同様労働党の圧倒的優位は変わっていない。また、スコットランドにおける自治権拡大要求が総選挙前に高まっていたが、スコットランド民族党は議席を伸ばすことができなかつた。

(8) 総選挙結果の意義

今回の総選挙の結果、メージャー首相は初めて総選挙でその信任を得ることができ、また、極めて厳しいと言われてきた状況下で保守党を勝利に導いたことから、その支持基盤を強化し、自らの政権づくりを進めることができると見込まれる。

一方、十分に勝ち目があると思われた状況下で、労働党は4期連続で政権を取れないという結果になり、労働党は果たして今後政権をとる政党になり得るのかという点が問われることとなり、今後英国の二大政党制に質的变化が起こることも予想される。キノック党首は早々と退陣を表明し、新党首の選出が早期に行われることとなっているが、今後の党的再建は大きな課題となっている。

第2章 英国下院議会の選挙制度

1 選挙権と被選挙権

有権者は18才以上の英國国民、英連邦諸国民またはアイルランド共和國民で英國に居住する者である。「1918年人民代表法（Representation of the People Act 1918）」は30才以上の女性に初めて参政権を認め、1928年に男女21才以上、1969年に18才以上にまで拡大された（1992年の登録有権者数は約4,373万人）。

在外選挙制度については、従来から在外軍人、在外公館職員、在外ブリティッシュ・カウンシル職員およびその配偶者には選挙に参加する権利が与えられていたが、「1985年人民代表法（Representation of the People Act 1985）」により、在外居住5年以内の英國民に対しても同様の権利が与えられ、1989年の法改正で、在外居住20年以内の英國民にまで対象が拡大された（1991年の在外有権者数は約3万4千人）。

被選挙権者は、21才以上の有権者である。

2 選挙区と定数

英國の選挙制度は小選挙区制であり、議員定数および選挙区数はともに651である。議員は、普通・直接・平等・秘密投票によって選出される。議員の任期は5年であるが、任期満了前であっても解散による総選挙が行われ、現実には解散による総選挙が普通である。総選挙までに議員の死亡等の理由で空席が生じれば、補欠選挙が行われる。

選挙区の定期的な見直しを行うために、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのそれぞれの地域ごとに、政治的に中立な性格を有する選挙区画委員会がおかれ、10年から15年の期間ごとに選挙区の定期的見直しを行うこととされている。委員会は、中間年に特定選挙区の見直しを行うこともできる。

基準選挙区数が、グレートブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズの総称）、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドについてそれぞれ法定されており、この基準選挙区数の範囲内で可能な限りにおいて、県およびロンドン区の境界の尊重、一選挙区あたりの有権者数の均等化を行わなければならない。1991年における一選挙区あたりの平均有権者数および最大選挙区と最小選挙区の有権者数の格差は次のとおりである。

	平均選挙区あたりの有権者数	最大最小の格差
イングランド	69,279	2.39倍
ウェールズ	58,086	2.24倍
スコットランド	54,369	3.40倍
北アイルランド	66,636	1.46倍

3 選挙運動

(1) 英国の選挙運動は、政党が全国レベルで行うものと、候補者および政党の地区支部が選挙区レベルで行うものに大別される。前述の人民代表法は、基本的に選挙区レベルで行われる選挙運動に対する規制を中心としており、政党が全国レベルで支持を呼びかけるための選挙運動に対する規制はほとんど見受けられない。しかしながら、現在の英国では、候補者レベルでの運動もさることながら、全国レベルでの運動が重要性を増していると言われており、各政党とも、同時にしかも大量の有権者にアクセスできるテレビ報道を極めて重視している。主要な選挙運動には次のようなものがある。

a 全国レベル

選挙戦に突入すると各政党はその政策を掲げた選挙綱領（マニフェスト）を発表する。

また、各党は選挙期間中、選挙放送を行うことができる。選挙放送は、各政党、B B C、I T C (Independent Television Commission)、および Radio Authority の代表者で構成される委員会によって調整される。なお、テレビ・ラジオによる有料の政治広告は禁止されているが、新聞への政治広告掲載は認められている。テレビは中立を保っているが、新聞は必ずしも中立ではなく、むしろ大衆紙の多くは明確な政党支持を打ち出す。

この他、各党が全国の拠点で党員集会を開くとともに、マスコミの企画による政策テーマごとの視聴者参加型の座談会が数多く実施され、各党の代表者が参加する。

b 選挙区レベル

選挙区では、候補者が党组织の支援を受けて運動を展開する。その基本となるのが戸別訪問（canvassing）であり、支持者、不支持者を確認するとともに、終盤は態度保留者を集中訪問する。候補者の略歴、地域との関連、活動方針等を掲載した印刷物も各戸に配布される。各候補者は、選挙区内の全有権者に対し、一回だけ無料で選挙に関する郵便物を送付でき、これが国費による唯一の選挙運動費用に対する援助となっている。

地区の教会などが主催し、各候補者を一堂に集めて演説会が行われることもあるが、マスメディアの発達のためかつてほど盛んではなくなってきたと言われている。

(2) 選挙区レベルの選挙運動費用については、「1983年人民代表法（Representation of the People Act 1983）」に基づく規則により上限が定められている。上限額は「基本額+有権者人口比例分」で定められており、現在、都市部については4,330ポンド+有権者数×3.7ペニス、農村部については4,330ポンド+有権者数×4.9ペニスである。イングランドの標準選挙区で、都市部では6,900ポンド（約159万円）、農村部では7,740ポンド（約178万円）となっている（1ポンド=230円として換算）。

各候補者は、選挙運動の適正管理、特に選挙費用の管理のために選挙事務の統括責任者を指名しなければならない。

なお、政党が行う選挙運動費用については制限がないが、各党が特定の候補者のために選挙運動を行えば、その費用は当該候補者の選挙運動費用として計算され、上限額の制限をうける。

4 選挙違反

選挙違反は腐敗行為およびその他の違法行為に分かれる。いずれも刑事犯罪とされ、違反者は、拘禁刑または罰金刑に処せられる。

a 腐敗行為

贈収賄、供應、不当威圧、詐称投票、選挙費用報告の際の虚偽宣誓

b 違法行為

選挙費用制限額の超過、選挙費用支出報告書の提出義務違反、違法目的の金銭提供

選挙期間中の放送の不正利用等

候補者または選挙事務長が腐敗行為または違法行為を行った場合、あるいはこれら以外の者でも選挙結果を左右するほど広範囲に行なった場合には、当該選挙の当選が無効となる。また、腐敗行為または違法行為を行った者は5年間の公民権停止を受け、候補者の行為の場合は7～10年間、選挙事務長の行為の場合は7年間ないし当該国会の任期中であれば当該候補者の当選が無効となる。なお、この無効は民事訴訟手続きに基づく選挙訴訟により争われるものであり、現在ではまれである。

5 第二次大戦後の総選挙の状況

第二次大戦後現在までに、総選挙は14回実施されている。

1974年2月の総選挙は労働党が第一党となつたが、絶対多数まで到達せず、過半数議席を占める政党がない議会（Hung Parliament）となった（定数635議席中、労働党301、保守党297、自由党14）。同年10月に再び選挙が行われ、労働党が絶対多数を得た（労働党319、保守党277、自由党13）。

投票率は比較的高く、戦後一貫して70%以上である。

英国は二大政党制の長い歴史を有しており、戦後も政権交替を繰り返してきたが、保守党が4期連続の政権党となつたため、今後二大政党制が変化していくのかどうかが注目される。

労働党（1945年から2期）

保守党（1951年から3期）

労働党（1964年から2期）

保守党（1970年から1期）

労働党（1974年から2期、ただし一年間に2回総選挙）

保守党（1979年から4期連続中）

第2編 統一地方選挙について

第1章 1992年統一地方選挙

1 選挙の状況

1992年統一地方選挙は5月の第一木曜日である7日に行われ、即日開票された。有権者数約2,300万人に対し、改選対象となった地方議会の議席数は約3,800議席、候補者数は約11,000人であった。英国の地方選挙においては4年のサイクルで全議席が改選されるようになっているが、今回は4年間のうち最も規模が小さい選挙となった。ほぼ1か月前に実施された総選挙における保守党勝利のあとをうけ、どのような結果になるかが注目された。各地方ごとの選挙状況は以下のとおりである。

(1) イングランド

イングランドには、16ページの表で示すとおり、39の県とその下に296のディストリクトがある。またロンドンと6つの大都市圏には県に相当する団体ではなく、わが国の区ないし市町村に相当する32のロンドン区とシティー、および36の大都市圏ディストリクトがある。今回選挙が行われたのは、大都市圏ディストリクト36団体と地方圏ディストリクト296のうちの113団体であり、全議席の3分の1が争われた。すべての県およびロンドン地区では、今年は選挙は実施されなかった。

(2) ウェールズ

ウェールズには8つの県と37のディストリクトがあるが、今回は県の選挙ではなく、37を数えるディストリクトのうち4団体において、全議席の3分の1が改選された。

(3) スコットランド

ディストリクト53団体の全議席が対象となった。また、イングランドおよびウェールズの県にあたるリージョンおよび島しょ部では、今年は実施されなかった。

(4) 北アイルランド

今年は選挙は実施されなかった。

2 選挙結果

近年、英国では、総選挙と地方選挙の際にそれぞれ別の政党に投票する、いわゆるクロス投票（Cross-voting）を行う有権者が多く見られ、下院においては保守党、地方議会においては労働党が優勢という政治状況を形づくってきた。これには政党間のバランスをとるといった理由もあるほか、選挙の際に国レベルでは国政問題が、地方レベルでは各地域の行政サービスの問題が重視されるためとされている。

今回の地方選でも各地域の問題が中心になるだろうと言われていたが、ほぼ1か月前に総選挙が実施されたばかりであり、この結果がどのように影響するか、またクロス投票がどの程度行われるのかも重要なポイントとなっていた。一般的な観測では、地方選までの期間が短い点は保守党に有利というものであったが、労働党、自由民主党も地域サービスに焦点をあて、クロス投票に期待していた。

投票は午後9時に締め切られ、当日夜から8日にかけて開票作業が行われた。5月8日（金）の各紙は「労働党、地方選で大敗」といった見出しで以下のように途中結果の状況を報じている。

「地方議会選挙において、労働党は昨夜、早期の結果がはいってきた時点で主に保守党に、そして自由民主党にも大敗を喫した。」（5／8付 ジ・インディペンデント紙）

「期待よりはるかによい夜を迎えた保守党は、総選挙の時よりも票を増やし、多くの議会の支配権を勝ちとった。」（5／8付 ザ・タイムズ紙）

「保守党幹事長のクリス・パッテンは、こう語った。『今夜は保守党にとって非常によい夜だ。これは総選挙におけるわれわれのすばらしい成功を踏み台にしている。われわれは前進し続けるだろう。』」（5／8付 ザ・タイムズ紙）

翌5月9日（土）には最終結果が明らかになった。保守党はバジルドンで労働党が保有していた8議席を含む15議席全部を獲得するなど、308議席を増やし、多数党として新たに6団体で主導権を握った。特に、従来労働党が圧倒的に強かった大都市圏とスコットランドにおいても議席を伸ばし、健闘を印象づけた。労働党は逆に366議席を失い、支配団体数も14減少した。労働党はほぼ全選挙区において議席を失ったが、なかでも大都市圏では多く、それらの地区的投票率の低さは労働党支持者の間に棄権があったことをうかがわせた。自由民主党は支配団体の数に変化はなかったものの61議席を増やし、過

去最高の議席数とした。また、スコットランド民族党も地元のスコットランドで新たに30議席を獲得した。

「労働党が最も悪い成績だったのは、1980年代を通じて36団体のうち32団体を支配するようになっていたイングランドの大都市圏であった。これらの地区で労働党が支配しているのは24団体だけとなった。」（5／9付 ジ・インディペンデント紙）

「バーミンガムはイギリスで最も大きい自治体であるが、その議会における労働党の優位は26議席から5議席にまで減った。…労働党は全部で11議席を失ったが、そのうち10議席は保守党に奪われた。…労働党は1984年からバーミンガムの議会を支配していた。」（5／9付 ザ・タイムズ紙）

「自由民主党は、多くの場所ではわずかな上昇であったが、バースやリバプールのような2、3の団体では労働党の分裂や得票率の増加もあって彼等の地位を大きく上昇させた。」（5／9付 ザ・ガーディアン紙）

政党別選挙結果一覧

	新議席数	増減数	多数党としての支配団体数	支配団体の増減数
保守党 (Conservative)	2,736	308	28	6
労働党 (Labour)	4,143	-365	88	-14
自由民主党 (Liberal Democrat)	1,294	61	8	0
緑の党 (Green Party)	8	-2	0	0
ウェールズ党 (Plaid Cymru)	4	3	0	0
スコットランド民族党 (Scottish National Party)	150	30	1	0

無所属 (Independent)	489	-33	14	0	
居住者・納稅者会 (Ratepayers/Residents)	70	0	0	0	
自由党 (Liberal)	15	0	0	0	
社会民主党 (Social Democrat)	7	0	0	0	
その他 (Others)	41	-2	-	-	
空席 (Vacant)	9	-	-	-	
計	8,966	0	139	-8	

(注1) 英国では地方選挙の結果については各マスコミの報道が中心となるが、それぞれの取材結果によって数値に若干の相違が出る場合がある。上記の数字はザ・タイムズ紙が報道した選挙結果を集計したものである。

(注2) 「新議席数」は、今回改選対象となった議席を含む全議席のうち各党が占める議席数を示す。

(注3) 「増減数」は、今回改選対象となった議席における選挙直前の保有数と今回獲得数との比較結果を示す。

(注4) どの政党も多数党になっていない議会は67団体あり、選挙直前の数字と比較すると8団体増である。

3 選挙結果に対する各党のコメント（新聞報道より）

この選挙結果に対し、各党の首脳は以下のようなコメントを残している。

「（ジョン・メージャー首相は）こうコメントした。『私はこの結果に非常に満足している。・・・国中の保守党支配の地方団体に対する多大な信任票に、特に内陸都市とスコットランドにおける票の増加に喜んでいる。』」（5/9付 ザ・タイムズ紙）

「1977年以降で最もよい結果であるとマイケル・ハワード環境相は語った。『総選挙

の結果を考え合わせると、1992年は英國政治における潮流変化の年になるかもしれない。』』（5／9付 ザ・ガーディアン紙）

「（保守党幹事長のクリス・パッテンは）まさに国中にわたり、保守党の候補者、保守党的政策、保守党の重要性が労働党を完全に圧倒したのだと述べた。」
(5／9付 ザ・タイムズ紙)

「（労働党のキャンペーン・コーディネーターであるジャック・カニンガムは）365議席の損失という結果はがっかりするものであることを認めたが、労働党は地方団体においては依然として支配的な政党であると指摘した。また、選挙が行われた207の議会のうち、保守党は労働党からたった3団体を獲得しただけであるが、労働党は88団体を支配していると語った。『多くの地域における投票率が驚くほど低かったので、結果から何らかの長期傾向を読み取ろうとしても間違うだけだと思う。』』

(5／9付 ザ・タイムズ紙)

「影の環境相のブライアン・グールドは、労働党は議席を失うことは予期していたと語った。『われわれは憂鬱にならないようにすべきだし、私はこれらの結果にがっかりしたくない。われわれがそこから今後数年間の政治のありかたについて学ぶべきものはほとんどない。』』（5／9付 ザ・ガーディアン紙）

「（自由民主党の党首であるパディ・アッシュダウンは）総選挙で保守党に投票した有権者が、罪の意識のために地方選では自由民主党へ投票するだろうと選挙運動中に予想したが、それが外れたことを認めた。しかし彼は、いくつかの内陸都市、特に労働党から10議席を奪ったリバプールにおける党の成功を明らかに喜んだ。『選挙の流れは確実に自由民主党の方へ来つつある。』と彼は語った。」（5／9付 ザ・タイムズ紙）

「ジャック・カニンガムは、労働党の有権者は他の党にのりかえたというよりは家にいたのだと言った。『かなり多くの棄権があったが、その理由は多くの有権者が4月9日の総選挙の結果に深く失望していたということであり、それは労働党にとって昨日明らかになった、棄権よりはるかに悪いニュースである。』』

(5／9付 ザ・ガーディアン紙)

「アッシュダウン氏は、・・・労働党は365議席と14団体の支配権を失い、今は保守党を追い払える他の政治勢力にとっては路上の障害物のように進路に横たわっているとほのめかした。・・・今や労働党は、政権を保守党と争うという「歴史的役割」を果たすことができないと述べた。」（5／9付 ジ・インディペンデント紙）

「（影の環境相であるブライアン・グールドは）英国が今や一党支配の国かどうかについての議論を始めるのは、時期尚早だしまったく馬鹿馬鹿しいことだと語った。労働党は4月9日に前進を果たした唯一の政党であり、永久的なちょう落傾向にあるかのように話すのは非常に極端だと彼は述べた。」（5／9付 ジ・インディペンデント紙）

4 結果分析

これまで見たように、今回の選挙は保守党の全面的な勝利に終わった。ジ・インディペンデント紙によれば、主要3政党の得票率は、保守党46%、労働党31%、自由民主党19%であった。保守党と労働党の差15%は、総選挙時の8%と比較すれば約2倍であり、保守党がどれだけ票を集めたかがわかる。また、46%という得票率は保守党にとって1977年以降では最高の数字であった。このような結果になった原因としては以下の理由が考えられる。

ひとつは、総選挙から地方選までの期間が短かったことである。そのため投票の動向に影響を与える新たな要因が現れず、労働党は総選挙敗北のショックをぬぐいきれないまま選挙を迎えるを得なかった。これに対し、保守党は総選挙勝利の余勢を駆って挑むことができた。

次に投票率が低かったことがあげられる。昨年、一昨年の投票率は45%を超えていたのに対し、今回は39%前後と見られている。なかでも労働党が大きく後退した大都市圏では20%に満たない地区もいくつか見られた。これは地方選では労働党に投票する潜在的支持層も含めた労働党支持層の棄権が主な原因とみられ、その結果としてクロス投票も行われなかつたと考えられる。

二大政党が明暗を分けたなかで自由民主党はここ数年得票率にあまり変化がなく、今回も議席を増やすなど独自の地歩を築きつつある。

総選挙において保守党が単独で過半数を制し、今回また地方選で勝利したことによって、英国の政治状況に何らかの変化がおきているのではないかという観測が広まっている。マイケル・ハワード環境相が「英國政治における潮流変化」と言い、自由民主党のパディ・アッシュダウント党首が「労働党は歴史的役割を果たせなくなった」と述べたような、労働党の弱体化と、それに伴う保守党一党による政治の可能性である。もちろん労働党首脳はこれを強く否定しているが、各地における得票率が低下し、その主な原因が総選挙の結果同党に失望した支持層から多くの棄権者が出ていたためと考えられていること、もし残りの3分の2の地方団体でも同時に選挙が実施されていたらもっと悪い結果だったと予想されていること等から現在の状況に危機感を抱いている。

このような状況のなか、自由民主党のアッシュダウント党首が活動方針について政党の枠を超えた論議の必要性を主張しているが、マスコミにも同じ論調の意見が見られるなど、

一般の間でも政党の政策や活動方針における問題意識が高まっている。

いずれにせよ、労働党は、今後政策の見直しを含め何らかの建て直し策をとると思われるが、現在の厳しい状況はもうしばらく続きそうである。

第2章 地方選挙のしくみ

1 統一選挙

英国の地方選挙(注1)(注2)(注3)は「1972年地方自治法（Local Government Act 1972）」に基づき、1974年以降統一して実施されている。

(注1) 英国(イングランドとウェールズ)の地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年、法の改正により大ロンドン県および大都市圏の県が廃止された。その結果ロンドンでは区のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられることとなった。

その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

以上をまとめると次の表のようになる。

	県	ディストリクト	ロンドンおよびシティ
大都市圏（イングランド）	—	36	—
地方圏 └ イングランド	39	296	—
	8	37	—
ロンドン	—	—	33
合 計	47	369	33

(注2) スコットランドでは、「1973年地方自治(スコットランド)法（Local Government (Scotland) Act 1973）」により、リージョン(イングランド、ウェールズの県にある)とディストリクト(イングランド、ウェールズの地方議会選挙区にある)の二層制をとっている(島しょ部では一層制)。

図示すると次のとおりとなる。カッコ内は団体数である。

リージョン（9）——ディストリクト（53）
島しょ部団体（3）

(注3)北アイルランドの場合、英國本土とは多少事情を異にしている。地方団体の組織は、「1972年地方自治(北アイルランド)法 (Local Government (Northern Ireland) Act 1972)」によって26のディストリクトからなる一層制をとっている。

以前は地方行政の管轄であった事務の多くが中央政府の機関や各種委員会に移行し、現在ディストリクトは公衆衛生事務、娯楽やレクリエーションの事務、娯楽施設等の設置許可、消費者保護、市場の管理やガス事業などを担当している。

保健医療、社会サービス、教育、図書館、住宅、消防等は各種委員会等が、他のサービスについては北アイルランド環境庁 (Department of the Environment for Northern Ireland) が事務を行っている。

通常毎年5月の第一木曜日が選挙日に当てられている。ただし、選挙のサイクルは地方団体の種類によって異なる。

- 県は4年に一度全議員が改選される。次回の選挙は1993年である。
- 大都市圏に所在するディストリクトは、県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。したがって、今後は1994年から3年連続して行われる。
- イングランドおよびウェールズの地方圏ディストリクトは、4年に一度の全議員改選か、3年連続3分の1ずつ改選かのどちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合は県の選挙年の中間年（たとえば1995年）に実施され、後者の場合は県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。約3分の2にあたる216のディストリクトが前者（全議員改選）、残りの約3分の1である117のディストリクトが後者（3分の1改選）を採用している。
- ロンドン区（32区）は県と同様4年に一度の改選であるが、こちらは県の選挙年の翌年実施される（次回の選挙は1994年）。シティーは毎年改選される。
- スコットランドのリージョンと島しょ部では、4年に一度全議員が改選される（次回の選挙は1994年）。ディストリクトも4年に一度の全議員改選であるが、リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に行われる（今年実施されたため、次回の選挙は

1996年)。

- 北アイルランドのディストリクトでは、4年ごとに全議員が改選されるが、選挙は単記移議式投票による比例代表制が採用されている。次回選挙は1993年5月の第三水曜日に実施される。

以上をまとめると次の表のようになる。

イングランドおよびウェールズにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1992	1993	1994	1995	1996	1997
県 (47)		全議員 改選				全議員 改選
大都市圏(イングランド) ディストリクト (36)	1/3 改選		1/3 改選	1/3 改選	1/3 改選	
地方圏(イングランド およびウェールズ) ディストリクト (333)	1/3改選 (約3分の1の割合)		1/3改選 (約3分の1の割合)	1/3改選 (約3分の1の割合)	1/3改選 (約3分の1の割合)	
ロンドン区 (32)			全議員 改選			

* 同一ディストリクトにおいて全議員改選および3分の1改選の両方式を併用することも可能

スコットランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1992	1993	1994	1995	1996	1997
リージョン (9) 島しょ部 (3)			全議員 改選			
ディストリクト (53)	全議員 改選				全議員 改選	

北アイルランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1992	1993	1994	1995	1996	1997
ディストリクト (26)		全議員 改選				全議員 改選

この統一地方選挙は、国政に対する民意を測るバロメーターとして大きな意味を持つようになっており、総選挙の時期を決める貴重な判断材料となっている。

2 選挙区と定数

- 県は、ディビジョン (Divisions)(注4)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ディビジョンから1人の議員 (Councillor) が選出される小選挙区制をとっている。
- イングランドとウェールズのディストリクトおよび32のロンドン区は、ウォード (Wards) と呼ばれる選挙区に分けられ、各ウォードから通常1～3人（団体によっては4人以上のところもある）の議員が選出される。

(注4) 一つの県には平均して7～8のディストリクトがあり、県の選挙区であるディビジョンはディストリクトよりも小さな区域に分けられている。

ディストリクトの選挙区であるウォードはディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな区域からなっている場合がある。

- おおむね、県は60～100人、大都市圏ディストリクトは50～80人、地方圏ディストリクトは30～60人、ロンドン区はほとんどの区で60人前後の議員からなる。
- スコットランドでは、リージョンと島しょ部の選挙区はディビジョンからなり、ディストリクトはウォードからなる。どちらも各選挙区から1人の議員が選出される。
- 北アイルランドでは、選挙区はウォードからなり、各ディストリクトはいくつかのウォードに分かれている。各ウォードから一人ないし複数の議員が選出される。

3 選挙権と被選挙権

- 以下の各事項を満たす者が選挙権を有する。

(1) 英国市民 (British Citizens) (注5)、その他の英連邦市民 (Commonwealth Citizens) (注6) またはアイルランド共和国市民であること。

(2) 満18才以上であること。

(3) 選挙人名簿に記載されていること。

(4) 法的欠格事項のいずれにもあてはまらないこと。

選挙人名簿への登録は、選挙人登録官によって毎年行われ、そのためには10月10日現在でその議会が所在する地域の住民でなければならない（北アイルランドの場合若干異なる）。この登録は毎年2月16日に発効し、地方選挙だけでなく、国政選挙、欧州議会選挙にも有効である。また、法的欠格事項としては、精神病施設収容者、既決囚、選挙での不正・不法行為で有罪判決を受けた者等があげられる。

(注5) 1981年英国国籍法 (British Nationality Act 1981) により英國市民（完全な市民権を持つ）となるためには、次の4つのいずれかに該当する必要がある。

(1) 英国で生まれるか養子となる場合（少なくとも一方の親が英國市民でなければならない）。

(2) 一方の親が英國市民である子。

(3) 英連邦市民または英國保護領市民 (British Protected Persons) で5年以上英

国に居住している等、英國市民として登録する資格がある者でその登録を終えた者。

(4) 内務大臣が帰化を認めた者。

(注6) 英国王を団結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領および自治領の市民（英國市民を含む）。ただし英國王を君主としないインド、パキスタンの国民も含む。現在英連邦は、英國を除けば49か国からなる。

なお、参考として1981年英國国籍法および英國における市民権について章末で解説する。

● 被選挙権は、満21才以上である英國市民、その他の英連邦市民またはアイルランド共和国市民にあるが、以下の事項のうち一つは満たしている必要がある。

- (1) 立候補しようとする議会の所在する地域の有権者として登録されていること。
- (2) 候補者として推薦される日および投票日以前の12か月間にわたり、所有者または賃借者としてその地域の土地もしくはその他の不動産を占有していること。
- (3) 直前の12か月間を通じ、その地域に主たる職業あるいは唯一の職業を持っていること。
- (4) 立候補前の12か月間その地域の住民であること。

しかし、以下の事項に該当する場合は立候補することができない。

- (1) 破産宣告を受けるか、債権者たちと交渉して示談にした場合。
- (2) 議員が、違法でかつ2,000ポンドを超える支出をしたり、またはさせたりしたことが判明した場合。
- (3) 罰金をもって代えられない3か月以上の禁固刑を課せられたことが明らかになった場合。
- (4) 当該地域において選挙運動で不正・不法行為により有罪であることが明らかになった場合（買収、有権者への不当な影響力の行使、詐偽投票、有権者を投票所へ運ぶ目的で車を用意すること、ポスターの無差別掲示、法定選挙費用の超過等を含む）。
- (5) 地方団体の職員である場合（いくつかの例外はある）。

また、北アイルランドの場合、テロリズムに対する宣誓をしなければならない。なお、各議会とも議員の任期は4年である。

4 投票

投票の方法は総選挙の場合と似ており、普通・直接・平等・秘密投票である。有権者は、投票所で午前7時から午後9時まで投票することができるが、病気や自宅療養の場合、投票日に宗教儀式に従事している場合には郵送による投票も認められる。また、漁船員や軍人のような英国外で働いている有権者には、代理人による投票が認められており、この代理人を指名することができる。「1985年人民代表法 (Representation of the People Act 1985)」では、旅行等で不在の者に対する不在者投票の規定を拡大している。

平均では、約2%の有権者が郵送や代理人による投票をしている。また約7%の成人が選挙人名簿への登録をしておらず、したがって投票の資格がない（この数字はコミュニティ・チャージとその登録制度の導入に伴って増加したといわれている）。

5 選挙費用

立候補の際には、推薦者と後援者および当該地域の他の8人の有権者の書面による支持が必要であるが、選挙事務の統括責任者の指名も必要とされる（候補者本人であってもよい）。選挙事務の統括責任者は、候補者の選挙費用を正確に記録し、保管しなければならない。この記録は選挙管理官に提出され、法定限度額を超えているかどうか確認される。現在の限度額は、一選挙区ごとに150ポンドと、これに加えて有権者一人につき3ペニスである。

6 シティー (The City of London) の選挙制度

シティーはロンドン市内のうちの約一平方マイルを占める一つの区にすぎない。しかしごシティーは英国で一番初めに成立した都市であり、ロンドン自体シティーを核としてそのまわりに発展してきたものである。そのため、シティーは一地方団体にすぎないが、他団体とは異なる仕組みがとられており、選挙も他団体とは違う制度となっている。

シティーの運営は3つの会議 (Court) でなされ、市長 (The Lord Mayor of London) がこれらを統括する。3つの会議のうち実質的な行政機能を持つのは選挙された市会議員および市長、長老議員からなる市会 (The Court of Common Council) であり、これがディストリクト議会に相当する。

2番目の会議として終身の長老議員 (Aldermen) からなる長老会議 (The Court of Aldermen) があり、主な機能は市長の選任である。

3番目の会議として市長、長老議員、シェリフ (市長と中央犯罪裁判所における陪審員

を世話する役員2名)、およびフリーメン(リバリー・カンパニー(ギルドの一種)の長老会員)、リバリーメン(リバリー・カンパニーの平会員)からなる市総会(The Court of Commonhall)があり、主な機能としては市長候補(2人)や幹部職員(シェリフ、収入役)の選任がある。

市会議員の選挙は次のようにして行われる。

- 満18才以上であることのほか、以下の事項のうちいずれかを満たす者が選挙権を有する。
 - (1) 英国市民、その他の英連邦市民またはアイルランド共和国市民でシティーに在住している者。
 - (2) 年10ポンド以上の非居住用レイト(Non Domestic Rate)を納税している不動産所有者(Freeholder)または定期賃借権者(Leaseholder)。有権者は現在約15,000人といわれている。
- 満21才以上の選挙権を持つ者であれば被選挙権を有する。
- 選挙区はウォード(Wards)と呼ばれ、全部で25のウォードからなる。
- 議員の定数は132名である。
- 議員の任期は1年であり、したがって選挙は毎年行われる。

《参考》 1981年英國国籍法と市民権について

1981年英國国籍法は、市民(Citizens)を次のように分類している。

- 英国市民
(British Citizens)
 - 英国植民地市民
(British Dependent Territories Citizens)
ホンゴン、バーミューグ諸島などの住民
 - 英国旧植民地市民
(British Overseas Citizens)
東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人など
- 英連邦市民
(Commonwealth Citizens)

○ 英国旧自治領市民（注）

(British Subjects)

インド、パキスタンなどの臣民



○ 英国保護領市民

(British Protected Persons)

英連邦の臣民

（注）“British Subjects”については、現在でもしばしば混同して用いられている。

元来“British Subjects”は、英國王に忠誠を誓う人々すなわち“英國臣民”を意味し、1948年英國国籍法（British Nationality Act 1948）の下では、英連邦市民（Commonwealth Citizens）は同時に英國臣民（British Subjects）でもあった。

しかし、1981年英國国籍法では、“British Subjects”はインド、パキスタンのような旧自治領に住む、完全な英國市民権を持たない市民を指すようになり、彼等は、英連邦市民の構成員とされている。

したがって、いわゆる“英國臣民”という意味での“British Subjects”とは、明確に区別して用いる必要がある。（British Nationality-The New Law-より）

上記の中で完全な市民権を持っているのは、英國市民だけである。その他の英連邦市民または英國保護領市民で合法的に5年以上英國に居住した者は、登録することによって英國市民となり、初めて完全な市民権を得る。

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英國市民とその他の英連邦市民の間に市民権について差異はないとされているが、政府は必要により英國市民でなければ市民権を剥奪することができる。つまり、英國市民以外の英連邦市民は不安定な市民権を有していると言うことができる。

また、1981年英國国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ、入国および定住の自由のみ定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ル	発 刊 日
第 5 2 号	英国の 1 9 9 2 年総選挙及び統一地方選挙	1992/ 8 / 7
第 5 1 号	米国における広域行政について	1992/ 8 / 7
第 5 0 号	英国の公益事業	1992/ 7/21
第 4 9 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/ 6/10
第 4 8 号	米国・サンシティー -老人のユートピア-	1992/ 6 / 5
第 4 7 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/ 5/25
第 4 6 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/ 4/30
第 4 5 号	フランスの地方自治体の国際交流 -その理念と現状-	1992/ 3/30
第 4 4 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第 4 3 号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第 4 2 号	フランスの広域行政 -その制度、実態及び新法による改革-	1992/ 3/13
第 4 1 号	フランスの下水道 -第1部 制度的枠組みと改革の動向-	1992/ 3 / 6
第 4 0 号	英国の監査制度	1992/ 1/31
第 3 9 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1992年度ニューヨーク市予算-	1991/11/13
第 3 8 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1991年ニューヨーク市財政危機-	1991/11/13
第 3 7 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -ニューヨーク市財政制度-	1991/11/13